

適用除外案件 4

事業者		南相馬風力発電株式会社
対象事業	名称	(仮称) 万葉の里風力発電事業
	種類	風力発電所設置事業
	規模	出力：9,400キロワット (2,350 kW×4基)
実施区域		南相馬市鹿島区北右田、南右田、烏崎 地内
適用除外条項		条例附則第6項第4号
適用除外認定年月日		平成25年7月1日
適用除外とする理由	<p>1. 本事業は、南相馬市復興計画に基づくとともに、南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョンの重点事業として、南相馬市が事業用地の確保に努めるものであること。</p> <p>2. 福島県復興計画との整合や福島県再生可能エネルギー推進ビジョンが掲げる目標にも大きく貢献するものであること。</p> <p>3. 東日本大震災により甚大な津波被害を受け、かつ建築基準法第39条に基づく災害危険区域に指定された沿岸部用地での風力発電事業であること。</p> <p>4. 南相馬市は、事業者と風力発電事業に係る地域貢献事項を盛り込んだ協定締結を予定しており、復興を象徴する事業とともに、地元企業による新産業創出及び復興の推進に寄与することであること。</p>	
備考	当該事業については、今後、福島県特定環境影響評価実施要綱に基づく手続を行うこととなる。	